

平成 30 年 6 月 11 日

株 主 各 位

群馬県前橋市西片貝町四丁目 5 番 1 5 号
株式会社ニッパンレンタル
代表取締役社長 社長執行役員 石塚 春彦

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、平成 30 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 6 月 30 日（当日は株式名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 30 年 6 月 29 日）と定めましてので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月 1 日をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 2,250,000 株から 6,750,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は平成 30 年 8 月中旬頃にお届出住所にお送り申し上げます。
2. 平成 30 年 7 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 東京都杉並区和泉二丁目 8 番地 4
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324